

令和 8 年 7 月 28 日

浜田市議会議長 様

議員名 戸津川 美二

調 査 研 究 活 動 報 告 書

下記のとおり調査研究のため視察を行ったので報告します。

記

1. 視察先

①世田谷区役所

東京都世田谷区世田谷 4 丁目 21-27

②矢巾町役場

岩手県紫波郡矢巾町南矢幅第 13 地割 123

2. 視察事項

①区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例について

②フューチャーデザインによる水道料金の見直しほか

3. 視察の目的（市政との関連など）

①当市のカスタマーハラスメント対策の条例化に向けて参考とするため

②当市の将来を見据えた公共料金改定等の考え方を参考にするため

4. 期間（移動日を含む）

令和 8 年 7 月 14 日（火）～16 日の 2 泊 3 日

5. 経費 85,015 円

（旅費内訳：航空料金(宿泊代含む)50,100 円、新幹線料金 32,460 円、

タクシー代 $2,900/3=966$ 円、都内移動電車代 1,489 円）

6. 視察のポイント・

議員活動や市政への反映など 視察の目的に掲げた事柄について、
市政に反映すべく議員活動する

7. 視察内容

（詳細は別紙のとおり）



I 世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する 条例について

【視察先】 東京都 世田谷区役所 議会委事務局

【対応時間】 7月14日(火) 15:00～16:15

【対応者】 庶務係長 小座間俊彦 氏
調査係長 末吉 謙介 氏
同係主任 櫻井 大輔 氏

【視察目的】

浜田市において、数年前からカスタマーハラスメントの深刻な事象が発生しており、大きな社会問題となっている。執行部や議会の双方で、十分な対策がこれまでに出来ておらず、早急な対策が求められている。

昨今全国的にも、このカスハラ対策は、大きな社会問題として取り上げられ、自治体におかれても、条例化するなど、対策として行動を起こされている。このような中で、早々に議会が職員に対してのカスハラ防止の条例化をされた、貴区役所を先進地としてこの度訪問させていただき、条例化に至った経過や事例、ご意見を伺うなど視察することとした。

【内容】

「世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例」について

1 はじめに

職場におけるパワハラの3要素

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えた言動
- ③ 労働者の就業環境が害される

2 条例検討時におけるハラスメントに関する国や世田谷区等の状況

(1) 国の動き

令和元年5月に職場におけるパワーハラスメント防止策を事業主に義務づける改正労働施策総合推進法が成立し、令和2年6月から施行された。

【労働施策総合推進法の主な改正内容】

事業主のパワーハラスメント防止措置を義務化

<事業主の義務>

- ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・職場におけるパワハラに係る事後の迅速かつ適切な対応 等

(2) 世田谷区（執行機関）の動き

国の法改正に伴い、区においても、職場で発生するおそれがある様々なハラスメント防止に向けて、これまでの基本方針を見直し、新たに「職場におけるハラスメントの防止に関する基本方針」（以下、「区の基本方針」という。）を令和2年3月に策定し4月から運用を開始した。

【区の基本方針の主な内容】

- ・セクハラ、パワハラのほか、妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメントについても定義や内容、判断基準を加える。
- ・職員相談の体制整備、新たに区外部にハラスメント相談窓口を設置する。

- ・ハラスメントに関する苦情を調査・審議し、公正な対策を図るためのハラスメント対策委員会を新たに設置する。

⇒ 議員によるハラスメントに関する記述なし

(3) 同時期における他自治体でのハラスメント事例

＜岡山県赤磐市＞、＜神奈川県相模原市＞

(4) 区議会での一般質問

他の地方自治体において議員による職員へのパワハラ等の事例が報道されたことなどを受け、第一会派（自民党）の議員が令和2年第4回定例会で区の対応を質問した。

【令和2年第4回定例会 総務部長答弁】

区職員以外の者から職員がハラスメントを受け、心身をむしばむ恐れがある場合には、周りの職員がその兆候をいち早く察知し、組織での対応や担当の交代などにより、職員の健康被害を予防することが必要であるとしており、ご質問の議員からのハラスメントが仮にあったとした場合においても、この対応を行うことになります。

3 条例制定に向けた区議会での検討

- ・令和3年1月各派代表幹事長会で、第一会派から条例制定の提案があり、議会運営委員会（理事会）で協議することになった。
- ・「川越市議会ハラスメント根絶条例」を基に、区総務部の協力を得ながら条例案を検討。

※資料においては、・・・世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例と川越市議会ハラスメント根絶条例を並記して説明。

条例案作成における懸念点

○議長の権限に属する事務について

議長の権限は地方自治法（法第104条【議事整理権・議会代表権】～第105条の2【訴訟の代表】、第129条【議場の秩序維持】～第131条【注意の喚起】等）で規定されており、議場外のことまで権限が及ぶのか。調査権付与は法で規定されている権限から外れているのではないかな。

○ハラスメント行為を調査する委員会（第3者機関）の設置について

そもそも委員会の位置づけはどういった性格のものになるのか（法109条との関係）委員への支払いがあるのなら、違法支出として住民監査請求の対象になる可能性もある。

○議員氏名の公表について

「議長の権限」、「ハラスメント行為を調査する委員会の位置づけ」が不明のまま。

ハラスメントを行った議員氏名を公表した後、議長（議会）が当該議員から名誉毀損で訴えられた場合、果たして勝訴できるのか。

4 令和3年第2回定例会で条例制定

上記のように区議会内で慎重な検討を行うとともに、令和3年4月にはハラスメント研修を行うなどハラスメント防止に向けた機運を高めた上で、令和3年第2回定例会にて議員提出議案として提案され、全会派賛成で可決された。

別紙

<議場での提案理由説明（抜粋）>

議会においては、自由な言論が尊重されるとともに、その自由が保障されております。

ただし、議会の権威を確保するため、議場や委員会室における議員の発言に対しては、一定の制限が加えられており、議場の秩序を乱したり、品位を落とす発言や無礼の言葉の使用が禁止されていることは皆様ご存じのとおりであります。

仮に、議場や委員会室で、これらに該当する言動が行われた場合は、地方自治法や議会規則、委員会条例の規定に基づき、議長や委員長が制止し、または発言を取り消させることなどが可能です。また、他の議員や委員から懲罰動議を提案することも可能であることから、すでに議会での自浄作用は担保されております。

したがって、我々が本条例案を提案する趣旨は、本会議や委員会での議員、委員の言動に対するものではなく、前文に記載している「顕在化しにくい」場面での「議員の地位による影響力を不正に利用した」行為を防止することであります。

5 今期（令和5年5月～）の動き

○ハラスメント防止研修

令和6年11月5日実施、ハラスメントの定義、判断基準、事例紹介等

○議会制度研究会における協議

（令和7年12月～令和8年4月）

条例の実効性担保に向けた検討

～定期的な研修実施や対象範囲の拡大（議員間や職員から議員へのハラスメント）、第三者性或専門性が担保された相談窓口の設置などについて協議

⇒「条例の実効性担保に向けて、研修の実施回数を増やす」ことを決定

【所感】

国の法改正による、職場におけるパワーハラスメント防止策を事業主に義務づける改正労働施策総合推進法が成立したことをきっかけとして、全国的にもいち早く取り組まれた。区議会自体から自発的に条例化されたことが何よりも良かったと思う。

現在は、カスハラが大きな社会問題となっているが、条例化された当時のハラスメント対策としては、パワハラが主流であったように伺った。議会が率先して提案・全会一致で条例化されたことが何より素晴らしい取り組みであったと感じた。そのことによりハラスメントに対する意識が、議員各位におかれても意識が高く、条例化後、職員に対しては当然であるが、議員間におかれても、また職員から議員に対しても意識が高まっていることが、良かったと感じた。条例化を発端に区役所をはじめとして世田谷区の社会全体に影響が広がったことが良かったように感じた。

当市においても、ハラスメント防止に関する条例化に向けて、現在取り組まれているが、条例を制定することが目的でなく、市全体にハラスメントがなくなる社会を構築していく必要がある。

そのためには、研修をはじめとした人権の意識の改善が何より大切であると思う。引き続きハラスメントのない社会となるよう尽力していきたい。

世田谷区議会議員による職員に対するハラスメントに関する条例

議員は住民の負託を受けた代表者であることから、その負託に応えるため、議員として高い倫理観と品位が求められる。ましてや議員の地位による影響力を不正に利用したハラスメント行為は断じて許されるものではない。

議員と職員という特殊な人間関係を背景としたハラスメントは顕在化しにくい上に、不当に職員の尊厳を傷つけ、最悪の場合、回復不能な肉体的・精神的な被害をもたらし、ひいては人材の喪失、行政の停滞を招くことになり、さらには議員への区民の信頼を裏切ることにもなりかねない。

よって、世田谷区議会は、職員の人格を尊重することにより、議員による職員に対するあらゆるハラスメントの根絶と未然防止を決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議員による議員の地位を利用した職員（区職員をいう。以下同じ。）に対するハラスメント行為（以下「職員に対するハラスメント」という。）を防止し、すべての職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な職場環境を確保することで、区政の効率的運営に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、職員に対するハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、労働意欲を低下させることを自覚し、職員の人格を尊重して活動しなければならない。

2 議員は、職員に対するハラスメントに関する調査に積極的に協力し、誠実に対応しなければならない。

(プライバシーの保護)

第3条 職員に対するハラスメントに関する調査に関与した議員は、関係者のプライバシーの保護を徹底し、当該事案に関係する職員が不利益を受けることがないように留意するものとする。

(ハラスメントの防止)

第4条 議会は、職員に対するハラスメントを防止するため、議員に対し、必要な研修等を実施しなければならない。

(議会の措置)

第5条 議会は、区長から職員に対するハラスメントに関する事案の報告があったときは、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

Ⅱ フューチャーデザインによる水道料金の見直しほか

【視察先】 岩手県 矢巾町 議会委事務局
 【対応時間】 7月15日(水) 13:40～15:40
 【対応者】 矢巾町議会議長 廣田 清実 氏
 未来戦略課長 立花 孝美 氏
 上下水道課長 立花 真記 氏
 同課経営係長 岩館 貴紀 氏
 議会事務局長 吉田 徹 氏

【視察目的】

当市においては、今年度から令和9年度からの第3次浜田市総合振興計画を現在策定中である。また現在、上水道料金値上げの説明会を実施されている。今後、想定される公共料金の値上げ等の検討において、フューチャーデザイン（以下、FD）の活用をあらゆる検討手法の一要素として取り入れることが大切ではないかと先進地である「フューチャーデザイン・タウン」である矢巾町を視察し、事業の状況や住民の参画など見聞することとした。

【内容】

まちづくりにおけるフューチャーデザインの活用～岩手県矢巾町の事例～

《矢巾町の概要》

人口 27,004 人(R7 国勢調査速報値)、面積 67.32 km²、
 人口密度 401.1 人/km²、財政 118 億 6,850 万円 (R8 一般会計当初)
 人口増加率県内 1 位、物価上昇率県内 1 位、集住率上昇幅全国 1 位、
 大東建託 住み続けたい街ランキング県内 1 位、
 週刊ダイヤモンド誌 勢いのある街ランキング県内 1 位

《町の特色》

- ・交通のアクセスが良い・都市と田園風景の調和・コンパクトな市街地形成
- ・教育、医療、福祉施設が充実・人口増、若者が増えている

《矢巾町の観光スポット・特産品》

煙山ひまわりパーク、ぬさかけの滝、コメ(もち米)、リンゴ、矢巾温泉郷、
 国指定史跡跡徳丹城跡、しいたけ、山ぶどう など

《矢巾町のイベント》

奇祭「スミ付け祭り」、「ちゃぶ台返し世界大会」など

《矢巾町の課題》

- ①住民協働の意識が低い ②小さな町で資源がない
- ③人口減少による消滅危機 ⇒消滅可能自治体(2014) ⇒
 ⇒ 将来を見据えて、住民参加によるまちづくりを推進

《矢巾町の取り組み》

「未来人になって議論してください」 この一言でまちが変わる!?

〈達増知事のツイートから (2022.9.18)〉

アメリカ政治・外交誌「フォーリアン・アフェアーズ」100 周年記念号
 及び「ワシントンポスト」紙で矢巾町の取り組みが紹介される

矢巾町でのフューチャーデザインの先駆け

水道サポーターによるワークショップ(2008～)

住民参加の勉強会⇒水道料金値上げが参加者から提言される⇒

別紙

⇒ワークショップの結果のもとに水道料金の値上げ（約6%）を決定
⇒NHKで放映され、FDの研究者から共同研究 打診を受ける

例) まちひとしごと 創生総合戦略策定(2015)

住民の意見聴取の一環として、FDによるワークショップを実施

まちづくりの様々な場面で「フューチャーデザイン」を活用

※フューチャーデザイン とは・・・？

人々が将来可能性を発揮できる社会の仕組みのデザインとその実践

・将来可能性：「現在世代が自分の利益を差し置いても、将来世代の利益を優先するという可能性」

2012年 西條辰義先生（現：京都先端科学大学特任教授）により考案

○フューチャーデザインとは、将来世代は現在の政策決定に意思反映できないという問題意識に立ち、現世代が将来可能性（将来世代の利益のための思考・行動）を発揮できる社会の仕組みをデザインすること。

○その有力な手法の一つが「仮想将来世代」という役割の設定であり、仮想将来世代を含むグループは持続化可能性の高い選択をする傾向が強まることが報告されている。（2022.11.14 財政制度等審議会資料から）

なぜ、将来失敗を繰り返してしまうのか？

それは、ヒトの特性のせいでは？ 近視性・楽観性・相対性

これを克服し将来失敗を回避する

意思決定・合意形成の仕組み ⇒ **フューチャーデザイン**

考え方：

もし未来人が目の前に現れたら・・・将来失敗が避けられるかも！

アメリカ先住民（イロコイ族）の知恵 → 重要な決断は、7世代後の人々になり切って考えよ！

仮想将来世代の参加

誰かが未来人となり将来世代の代弁者の役割を担ってもらう =

= 未来人のロールプレイをする 矢巾町では主に住民ワークショップに活用
未来人として考えることは誰にでもできる！

FDによる住民ワークショップ（課題例）

あなたはタイムマシンに乗って2060年ごろの矢巾町に、今の年齢のままタイムスリップしました。 ⇒

①未来の矢巾町の暮らしはどうなっていますか？

②未来から、2019年の矢巾町で総合計画を作っている人たちにお願いするとしたら何を願いますか？

未来人のロールプレイのコツ

形から+心から「未来の自分」になり切る

①未来に飛ぶ「アイテム」を使う **形**

②未来から見て、過去のことは「過去形・断定形」で話す **形**

③わからない部分は、「自由にイメージ」してよい **心**

・見た目を変えて「なり切る」

別紙

- ①未来に飛ぶ「アイテム」を使う【視覚】
 - ・話し方を変えて「なり切る」
 - ②未来から見て、過去のことは「過去形・断定形」で話す【時制】
 - ・思考を変えて「なり切る」
 - ③わからない部分は「自由にイメージ」してよい【想像力】
- フューチャーデザインワークショップで見られる会話の例
(通常：現代人)、(FD：未来にタイムスリップ)

活用例

例 1) 総合計画策定のための FD ワークショップ

【結果】ワークショップ全 110 件の提言のうち、事業レベルの提言である
44 件を除く 66 件中、55 件が採用され計画に反映(採用率 83.3%)
→ 総合計画を推進することで未来に配慮した施策を全方位展開

例 2) まち・ひと・しごと創生総合戦略策定(2015)

住民の意見聴取の一環として、FD ワークショップを実施

例 3) 市内政策企画ワークショップ(2021)

【テーマ】ワーケーションを推進すべきか？どのように取り組むか？

例 4) 職員・議員 SDGs 研修に FD 活用

グループ討議での意見

例 5) 財政教育プログラムへの FD 活用

【グループワーク】財務大臣になって予算を作ろう！

- ・フューチャーデザイン活用のメリット
 - ①アイデア創出の活性化
 - ②学びの手法（気づきの獲得・公共心の涵養）
 - ③バックカスティングによる将来失敗回避の検討
 - ④住民参加・協働意欲の喚起
 - ⑤立場や利害関係を超えた合意形成・連携促進
- ・フューチャーデザイン・タウン矢巾町の展望

<参考>国におけるフューチャーデザイン推進の動き

財政制度等審議会、総務省の取り組み

【所感】

フューチャーデザインの概念を取り入れ、様々な事業を展開していくということは、とても大切であると感じた。将来この地域に住んでいる住民の意思を十分に反映することは、簡単にはできない。将来想定される課題などに力点を置き、問題意識を持つこと、通常は現在の住民の利益を中心に、進める将来計画を策定しているのが、現状である。なかなか将来の住民の利益までを考慮した計画を策定することは、困難であると感じた。

まちづくりに対して、多くの住民が関心を持ち、自分たちの子供や孫の世代の社会状態を意識して計画を策定するには、それなりの余裕がないとできないように感じた。住みよい街の現状があって、未来将来の希望が持てるまちを描き、どのような人とのなりわいがあって、夢を描くことこそが大事であると感じた。将来希望の持てるまちづくりができるよう、我々も一つひとつ何事にもしっかりと取り組んでいくことが重要である。